

伊藤 晃著

## 『日本労働組合評議会の研究』

1920年代労働運動の光芒』

評者：梅田 俊英

本書は、著者・伊藤晃氏の半世紀近くに及ぶ研究の成果である。1960年代・70年代には戦前の労働運動・社会運動の経験者は多数存命であった。私も70年代80年代には、『労農』『プロレタリア科学』などの覆刻に関わり、たくさんの関係者にお会いすることができた。今から考えればそれが最後のチャンスの時期であったのである。

本書には多くの関係者の聞き取り調査の成果が反映されている。伊藤氏は1977年に創設された運動史研究会の中心人物の一人として活躍された。この時期における同氏の集中的な研究活動こそ、本書成立の母胎となったものである。まず、本書の内容を紹介したい。

- 第1章 序論 - 方法と課題
- 第2章 評議会労働運動がめざしたもの
- 第3章 芝浦製作所鶴見工場の労働運動 - 出発期のフォーディズムに対抗して
- 第4章 関東電気労働組合の生涯 - 職場の労働組合をめざして
- 第5章 初期の東京市従業員組合
- 第6章 評議会労働運動の内面的障害
- 第7章 1927年の日本労働組合評議会（その1） - 健康保険争議
- 第8章 1927年の日本労働組合評議会（その

- 2） - 工場代表者会議運動
- 第9章 1927年の日本労働組合評議会（その3） - 京浜争議と5法律要求運動
- 第10章 評議会労働運動存続をめぐる選択肢
- 第11章 結論

上記のように、本書は日本労働組合評議会（以下、評議会と略す）についての本格的で重厚な構成をとっている。第1・2章において本書執筆の問題意識が展開されている。第3～5章においては評議会系の労働組合の個別的事例研究がなされている。そして、6章以後において評議会そのものに即した歴史研究が展開されている。以上のように、評議会について正面からする歴史的研究であるが、従来型の労働運動史研究の視角はとられていない。著者本人はどう考えられているかわからないが、運動史というより社会史の視角になっているように感じられた。

たしかに、従来の評議会の研究は「驚くほど貧困」（16頁）である。当事者の谷口善太郎の『日本労働組合評議会史』・野田律太『評議会闘争史』があるのみで、ほかには若干の個別研究論文が散見されるだけというのが現状である。労働運動史研究会が健在な頃、当事者からの聞き取り調査・座談会などは比較的活発に展開されていた。また、争議史研究では一時的な盛り上がりを見せていたものの、1980年代になって日本の労働運動が衰退ないし変化して、従来型の運動史研究も衰退してしまった。

この中であって、伊藤氏の本書が出現したのである。たしかに、本書は「本来20年ほど前に書くべきもの」（あとがき）かもしれないが、現代日本において本書が刊行された意義も大きい。本書刊行が遅れた理由は、筆者の「怠惰」ではなく現代日本の状況にある。しかし、筆者は本書刊行を決意された。筆者に「暗示を与え

たのは、こんにちの日本の状況下で再び労働運動を現実たらしめようとしている無数の運動」であった。また、「労働運動不在の必然性証明の運動は、時代をこえてこんにちの日本において結実した」(あとがき)という。だとすれば、その歴史のスタートラインを掘り下げていくことに研究の意味を見いだせることとなる。

本書における最も基礎的な視角は、フォーディズム(労働者が生産過程における単なる生産要素であるような資本主義 - 423頁)において歴史をとらえるところにある。「日本型労資関係といわれるのは、世界的に見ればフォーディズムの流れのなかにある」とされ、日本でのフォーディズムは1960年代以降に完成されるとされている(24頁)。そして、日本型フォーディズム形成史の重要段階として1920年代を位置づけられる。つまり、20年代に上陸したフォーディズムと評議会との闘争として運動史をとらえられるのである。さらにいえば、評議会がいかんフォーディズムと闘ったのか、あるいは、闘い得なかったのかを解明することが本書の重要な課題となるといえる。筆者の結論は後者にある。天皇制権力とコミンテルンがその結果をもたらしたといわれるのである。たとえば、第3章と第9章で1927年の芝浦製作所鶴見工場の労働運動がいかんフォーディズムと闘おうとしたのかが見られている。結論的には「労働組合と労働者階級なきフォーディズムを実現させるために、天皇制国家が治安維持法をもって、つまり国体の名において出動する」(393頁)ことが必要だったとされている。

日本現代史を以上のような大きな枠組みでとらえることに基本的には異論はないが、この問題はあまりに大きすぎて評議会史の一専門書で論じ尽くすことができるのかは疑問である。政治史・思想史・文化史など戦後日本史には論ずべきことはあまりに多い。大企業労働者がいか

にしてフォーディズムに取り込まれていったかの研究はこれからの課題の一つであろう。これは弾圧とか運動論の過誤だけで見ることではできないと思う。たとえば、労災防止の促進、社内福利厚生の実現、さらには「持ち家政策」の推進などによる、労働者の統合の過程をも見られねばならない。

本書におけるその他の問題意識を2点取り上げてみるができる。第1点は、評議会が天皇制ナショナリズムからいかに脱却する闘いをしたのかということである。第2に女性労働者と朝鮮人労働者にたいして評議会はどうかであったのかをみることである。この2点は共通して、結局評議会は女性労働者や朝鮮人労働者に対するとらえ方が天皇制イデオロギーの呪縛から脱却していなかったとされる。筆者は、評議会の婦人部論争を検討されて「評議会は、天皇制社会が作り出した差別構造、労働者集団の内面におけるナショナリズムの重要要素を克服する機会を」(302頁)逃した、とされている。これらの点については、筆者の論点は首肯できるところである。

ただ、これらは女性史や民族運動史の独自の課題でもある。たとえば、在日朝鮮人労総は全協に吸収されてしまい、全協が一時的に活動を活発化する問題点などを独自に検討すべきであろう。これは、日本労働運動の指導者が在日朝鮮人労働者を労働運動のもっとも危険な局面において「利用」したとも言える、重大な問題点につながるといわねばならない。

本書の叙述の特徴のひとつには、事実に基づいて評議会の運動の結果がどうかであったのかについて結論を下すという面がある。つまり、一つの闘争が結果的に勝利であったのか、敗北であったのかを論ずることである。この視角でとらえると評議会の闘争は、ほぼすべて「敗北」ということになるのだと思う。たとえば、

## 書評と紹介

筆者は健康保険争議，工代会議運動その他争議において評議会は「敗北」したとされる。たとえば、「健康保険料全額資本金負担」のスローガンは実現しなかったのは事実だから，この論点は一応首肯したい。しかしながら，国家権力は20年代から30年代にかけて健康保険を徐々に充実させざるをえなかったのも事実であろう。また，31年には業界団体の反対があったにも拘わらず，労働者災害扶助法を施行せざるをえないという状況もあった。もちろん，たとえば労働災害で傷害を負ったら，その状況と程度にあわせて再教育が必要であるが（たとえば片腕をなくしたらもう従来の職場には復帰できない），それを実施していたのは八幡製鉄などほんの一握りの経営という，貧弱なものであったのも事実である。

とはいえ，筆者の「敗北」史観は決して観念的なものではない。闘争と闘争後の事実を含めて詳細に検討された結果，結論づけられている

のである。また，闘争の前進の側面にもふれられるのである。前述の芝浦鶴見工場の争議では「労働者の戦闘性がただ一回の争議に発散されつくすようなものでなくなっていた」（392頁）と述べられている。

本書において筆者は，評議会が，労働組合を単なるストライキ同盟に終わらせず，継続的な組織とするためにどう奮闘したのかを一貫してていねいに追求されている。この姿勢には好感が持てた。

本書は，現代日本において久しぶりに登場した労働運動史の本格的な研究書である。本書刊行をてこに再び労働運動史・社会運動史の研究が盛んになることを願ってやまない。

（伊藤晃著『日本労働組合評議会の研究 - 1920年代労働運動の光芒』社会評論社，2001年12月，430+ix頁，6800円+税）

（うめだ・としひで 法政大学大原社会問題研究所兼任研究員）

<p><b>データブック</b></p> <h1>国際労働比較2002</h1> <p>日本労働研究機構/編 A5判並製 258頁 定価:本体1,500円(税別)</p> <p>各種労働指標の代表的なものを集め、豊富なグラフや解説等を盛り込み使いやすく編集加工した国際比較資料集。</p> <p><b>目次</b></p> <p>経済・経営/人口・労働力人口/就業構造/失業・失業保険・雇用調整/国際労働移動・外国人労働者/賃金・労働費用/労働時間・労働時間制度/労働組合・労使関係・労働災害/教育・能力開発/勤労者生活</p>	<h1>ドイツの労働</h1> <p>菅谷 秀信/著 A5判並製 311頁 定価:本体1,500円(税別)</p> <p>1997年から2000年まで在ドイツ日本大使館勤務だった著者が、ドイツの労働事情・労働法制について詳しく解説。シュレーダー政権の労働政策、行政実務の点からみた労働法等に関心を持つ人にとって最適の一冊。</p> <p><b>目次</b></p> <p><b>第1部 最近のドイツの労働事情</b> ドイツの概況/コール政権からシュレーダー政権への移行と労働政策/労働組合の改革</p> <p><b>第2部 労働法制</b> 労使関係法制/労働基準法制/労働契約法制/労働時間・休暇/財産形成及び企業年金/女性政策/労働市場政策/職業能力開発/労働裁判所</p>
<p><b>JIL</b> 日本労働研究機構 出版課 〒163-0926 新宿区西新宿2-3-1 新宿モノリス25F TEL:03-5321-3074 FAX:03-3345-1233 E-mail:book@jil.go.jp</p>	